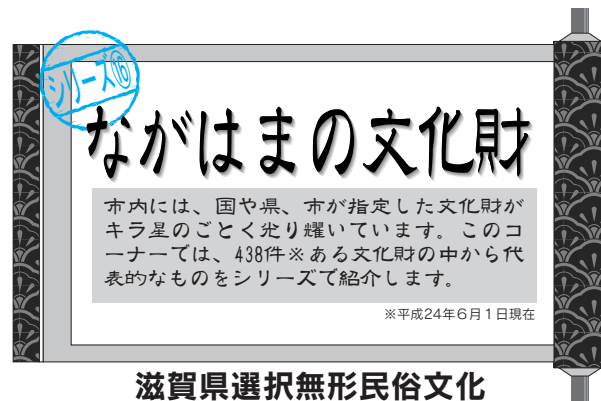


下余呉の太鼓踊りは、余呉町下余呉で8月20日前後の日曜日に、野神祭で奉納される民俗芸能です。直径約一メートルの大太鼓（親太鼓）を中心に据え、その周囲を小太鼓（子太鼓）を胸につけた踊り子と鉦打ちが回りながら踊ります。

踊りは小中学生の男子が担当します。今年の親太鼓2人は中学3年生、子太鼓6人は小学4、6年生、鉦打ち2人は中学1年生と小学6年生です。歌や笛には女子も加わります。さらに2年生以下の小学生や年長児もカスタネットやタンバリンでお



滋賀県選択無形民俗文化 下余呉の太鼓踊り

選択年月日 平成6年3月31日
所在地 長浜市余呉町下余呉

囃子として活躍します。太鼓踊りの奉納は午後2時から平弥神社境内で始まります。「タタコ」、「近江八景」、「歌は末々」などの踊りが続きます。下余呉の太鼓踊りでは、子太鼓の役者が雄鶏の尾羽根の被り物（シャグマ）を頭に付けます。鬱蒼とした境内でシャグマを揺らしながら踊る姿は、どこか神秘的です。

太鼓踊りは戦前まで県内で盛んにおこなわれましたが、雨乞い祈願や雨が降ったお礼で踊られていた所が多かったため、近代科学思想の浸透で大半が衰亡しました。それは長浜市域でも同様で、かつて約80か所を数え



▲シャグマを揺らして踊る子太鼓の役者

た村落は、現在湖北町八日市など数か所に過ぎません。下余呉の太鼓踊りは湖北では珍しく雨乞いとの関係が残りありません。伝承によると、明治時代東本願寺本堂と御影堂再建の際、資材を運搬した人々を慰労するために踊ったのが始まりとされています。その後中断しましたが、昭和四年、青年会が中心となり復活しました。雨乞いなら夏に踊ることが多いですが、この時は4月8日に奉納していることから、雨乞いが目的とは考えにくいです。恐らく娯楽目的で踊ったと考えられます。戦後の中断期間を経て、昭和48年青少年育成として再度



▲親太鼓を中心に子太鼓、鉦打ちが回る

問 文化財保護センター
(☎64-0395)

「民間伝承の日の思い出」



長浜市国際交流員
ソランジェ

皆さんこんにちは！

今回はブラジルの民間伝承※についてお話ししたいと思います。民間伝承はポルトガル語で「Folclore」といいます。

子どもの頃、毎年8月になると、学校で民間伝承について調べ学習をたくさんして、とても忙しかったのを覚えています。8月22日は民間伝承の日であり、学校ではイベントが行われ、各自調べたものを発表します。とくに記憶に強く残っているのは、おまじないやフォークダンス、民話、ことわざです。

イベントの時は各教室をきれいに飾り、絵画コンテストで民話に出てくるキャラクターの絵を描きます。また、生徒たちがそれぞれブラジルの各地方の伝統的な衣装で踊り、民話の劇を演じました。

昔、他国の人々がブラジルへ移民し、そのおかげ

でブラジルの南地方の伝承はドイツやイタリアの大きな影響を受け、サン・パウロとリオ・デ・ジャネイロはポルトガルやアフリカの影響を受けました。こうしてブラジルの民間伝承は非常に豊かになりました。子どもたちが民間伝承を学ぶことや次の世代へ伝え続けることはとても大事だと思います。

皆さんも、日本の民間伝承がなくならないように、子どもたちに伝え続けてください。

※民間伝承…一般大衆に伝わっている風習、伝説、民謡などのこと。

ワンポイント
ポルトガル語講座
フォークロレ
Folclore
→民間伝承



▲ポルトガルやスペインから伝わってきた「Dança das fitas」(リボンダンス)

問 市民協働推進課 (☎65-8711)



消費生活相談コーナー

出会い系サイトのサクラにご注意ください！

問 携帯電話で占いサイトに登録後、知らない男性から「友達になりませんか」というメールが来た。返信したところ、やりとりをするにはサイトへの登録が必要だと言われ出会い系サイトに誘導された。サイトに登録してやりとりを続けたが、会う約束をしても当日になって男性の都合が悪くなり結局会うことができなかった。友人に相談したところ、サクラに騙されているのではないかと言われた。(30代女性)

答 相談者が登録したのは「サクラサイト」と呼ばれるサイトです。

サクラサイトでは、サイト業者に雇われた“サクラ”が異性、芸能人などになりすまして、好意的な文面を送ってきたり、「お金をあげます」などのうまい話をもちかけてサイトに誘導し、サイト業者は連絡手段としてポイントを購入させます。消費者は続けて連絡を取りたい状況に置かれポイントを使い続けるため、気がついた時には高額なポイント料金を支払ってしまったという被害事例が多いです。

不審なメールには返信をしないことが大切です。おかしいと思ったら、お金を支払う前に消費生活相談窓口にご相談してください。

問 環境保全課消費生活相談窓口 (☎65-6567)

